

長崎県インバウンド誘致・おもてなし向上補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、長崎県を訪れる外国人観光客を誘致するとともに、訪れた外国人観光客の利便性の向上を図り、県内での周遊及び滞在を促進し、もって外国人観光客による観光消費の拡大に資するため、外国人観光客を誘致し、受入環境の整備を推進する者に対して、予算の範囲内において、長崎県インバウンド誘致・おもてなし向上補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその対象経費は、別表1及び別表3のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、県が次に定める者に対して交付する。

(1) 外国人観光客の受入環境整備にかかる補助

ア．別表2-1に掲げる公共交通事業者等

イ．別表2-2に掲げる県内の事業者（国、地方公共団体又は第三セクター法人（国又は地方公共団体はその資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を拠出する法人をいう。）を除く。）が補助対象事業を実施するために要する経費として、補助金を交付する市町（ただし、市町が県補助金と同額以上の補助を行う場合に限る。）

(2) 外国人観光客の誘致活動にかかる補助

別表4に掲げる事業者（国、地方公共団体又は第三セクター法人（国又は地方公共団体はその資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を拠出する法人をいう。）を除く。）

(補助率及び補助上限額)

第4条 補助対象者又は補助対象事業ごとの補助率及び補助上限額は、別表1及び別表3のとおりとする。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、別表1のとおりとする。

(補助の要望)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「要望者」という。)は、交付の申請に先立って、次に定める書類を作成し、知事に対して要望するものとする。

- (1) 交付要望書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2-1号・様式2-2号のうち該当するもの)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(事業の採択)

第7条 知事は、前条の要望があったときは、事業内容について審査を行い、補助事業として採択するか、又は不採択とするかを決定する。

- 2 知事は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を要望者に通知する。
- 3 知事は、補助事業としての採択にあたって、要望者に対し、必要な助言を行うことができる。

(交付の申請)

第8条 前条第2項の規定による採択決定の通知を受けた要望者は、規則第4条の規定に基づき交付の申請を行うものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第9条 規則第4条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2-1号・様式2-2号のうち該当するもの)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業費内訳書(見積書等の写しの他、事業費の積算の根拠を明確に示したもの)
- (4) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(状況報告等)

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 規則第11条第2項第1号の変更に係る知事の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書(様式第6号)に前条第1項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものを添えて提出しなければならない。
- 3 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)の変更

(2) 事業内容の変更

(3) 対象経費の総額の2割を超える増減

(4) 補助金の額の変更

4 規則第11条第2項第2号の中止又は廃止に係る知事の承認を受けようとする者は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(1) 事業実績書（様式第8-1号・様式8-2号のうち該当するもの）

(2) 収支精算書（様式第9号）

(3) 契約書、領収書等の写し

(4) 写真（着工前及び完成後の状況が確認できるもの）

(5) その他知事が必要と認める書類

2 交付要綱第6条第4項の規定による仕入れに係る消費税等相当額の報告は、消費税等相当額報告書（様式第10号）により行うものとする。

（書類の提出）

第12条 補助対象者が、県に対し、第6条から前条までの規定により書類を提出する場合には、公共交通事業者等ごと、または市町が補助金を交付する補助事業者ごとの書類を提出するものとする。

（交付請求）

第13条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、これを省略する。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第20条の規定による財産の処分に係る知事の承認を受けようとする者は、目的外使用承認申請書（様式第11号）を提出しなければならない。

（現地調査）

第15条 県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査にあたっては、書類の提出等必要な協力を行わなければならない。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 . 外国人観光客受入環境整備にかかる補助対象経費

補助対象経費及び補助率	補助対象事業	公共交通事業者等		市 町	
		補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
	無料公衆無線 LAN 環境の整備	1/2 以内	525 千円	1/3 以内	350 千円
	外国語表記の整備（施設内表示、案内板等）	1/2 以内	225 千円	1/3 以内	150 千円
	外国語による音声案内の整備	1/2 以内	750 千円	1/3 以内	500 千円
	外国語パンフレット（施設案内等）の作成	1/2 以内	150 千円	1/3 以内	100 千円
	自社サイトの多言語化	1/2 以内	750 千円	1/3 以内	500 千円
	免税手続きの円滑化に係る整備	1/2 以内	750 千円	1/3 以内	500 千円
	外国語放送受信設備の整備	-	-	1/3 以内	350 千円
	外国人観光客接客用タブレット端末の購入	1/2 以内	225 千円	1/3 以内	150 千円
	トイレの洋式化	1/2 以内	60 千円	1/3 以内	40 千円
	温水洗浄便座の整備	1/2 以内	60 千円	1/3 以内	40 千円
	クレジットカード等の決済端末の整備	1/2 以内	60 千円	1/3 以内	40 千円
補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ から の事業にかかる初期費用を補助の対象とする。 ・ 無料公衆無線 LAN 環境をはじめ、補助を受け実施した整備については、外国人観光客に対して整備が整っていることを積極的に周知し、その利用拡大を図ること。 ・ 無線公衆無線 LAN 環境の整備については、 から までのいずれかの補助対象事業と併せて実施しなければならない。ただし、既に整備が完了している場合は、この限りではない。 ・ 無料公衆無線 LAN 環境の整備にあたっては、不正利用防止の観点から、以下の(1)による認証方式、(2)及び(3)の認証方式併用（ 1 ）のいずれかを原則として求める。（ 2 ） <ul style="list-style-type: none"> (1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式 (2) SNS アカウントを利用した認証方式 (3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（ 3 ） <ul style="list-style-type: none"> 1 利用者が(2)又は(3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。 2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における公衆無線 LAN の開放時 ・ 屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時 ・ なお、上記いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布や(2)(3)の認証方式の単独実施でも認める場合があることとする。 3 メール認証方式について、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。 ・ 認証等の手続きを必要とする場合は、その方法が外国語でも表示されるなど外国人が不便なく利用できる仕様とすること。 ・ 外国語表記の整備、 外国語パンフレット又は 自社サイトの多言語化にあたっては、国土交通省観光庁が策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に沿った表記とすること。 ・ 外国語パンフレットの作成は、施設案内のほか、飲食店のメニューも対象とする。 ・ 自社サイトの多言語化は、日本語サイトで予約の機能を有するものについては、多言語化されたサイトにおいても予約の機能を有すること。なお、予約機能を有するサイトが他社サイトにある場合で、自社サイトから移行可能な場合も、補助の対象とする。 ・ 外国人観光客接客用タブレット端末の購入は、接客用のアプリ開発、または、有料アプリのダ				

	<p>ウンロードを伴うこと。なお、アプリ開発費、ダウンロード費用も補助の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの洋式化、 温水洗浄便座及び クレジットカード等の決済端末の整備については、から までのいずれかの補助事業と併せて実施しなければならない。ただし、既に整備が完了している場合はこの限りではない。 ・ 洋式化したトイレ及び 温水洗浄気を整備したトイレは、工事が完了した翌年度から5年間は、観光客が利用可能な状態にすること。また、トイレの利用可能な旨の表示を行なうこと。
補助金の額	・ 補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、一補助事業者あたりの事業ごとの補助上限額は上表のとおりとし、一補助事業者あたりの補助上限額を、公共交通事業者等については900千円以内、市町を通じて申請を行う事業者については600千円以内とする。
補助金の額の確定	<p>・ 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実費額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額)</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行なう場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。(申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない) ・ 補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

別表2-1. 外国人観光客受入環境整備にかかる補助対象事業者等(直接補助)

対象事業者	詳細
公共交通事業者等	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第2条第3項に定める公共交通事業者等(ただし、同項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の事業者にあつては、県内に航路、路線等を有するもの又は県内の地域と国内の他の地域を結ぶ航路、路線等を有するものに限り)

別表2-2. 外国人観光客受入環境整備にかかる補助対象事業者等(間接補助)

対象事業者	詳細
観光案内所	日本政府観光局(JNTO)が認定する外国人観光案内所であること。(補助の申請の日から1年以内に同案内所の認定申請を行う施設を含む。)
観光施設及び道の駅	国土交通省観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」の3の3-2の規定による観光地点(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者が設置又は管理する施設に限る。)及び市町又はそれに代わり得る公的な団体が設置申請を行い、国土交通省により「道の駅」として登録をされている施設
旅客不定期航路	海上運送法(昭和24年法律第187号)第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者
免税店	消費税法(昭和63年法律第108号)第8条の規定による輸出物品販売場(補助の申請の日から1年以内にその許可を受けようとする販売場を含む。)
商店街及び商業施設	<p>次に掲げる場所又は施設であること。</p> <p>1. 当該区域内に2以上の免税店があるもの</p> <p>ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区</p> <p>イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であつて、その大部分に一の商店街が形成されている地域</p>

	ウ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗 エ 一棟の建物（前号に規定する大規模小売店舗に該当するものを除く。） 2. 長崎県観光連盟、または、県内市町の観光協会の会員である百貨店・商業施設、土産品店等、卸・小売、飲食製造販売の事業者（補助の申請の日から 1 年以内に加入する者も含む。）
宿泊施設	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の営業を営む施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業を営む施設及びこれに類するものを除く。）
タクシー事業者	（一社）長崎県タクシー協会及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 5 3 条の規定による一般旅客自動車運送事業のうち、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
レンタカー事業者	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 8 0 条の規定による有償貸渡しの許可を受けた者
貸切バス事業者	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者
飲食店	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 5 2 条の規定による飲食店営業の許可を受けた者
ゴルフ場	ホールの数が 1 8 ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で序して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 1 0 0 メートル以上の施設（当該施設の総面積が 1 0 万平方メートル未満のものを除く。）及びホールの数が 1 8 ホール未満のものであっても、ホールの数が 9 ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね 1 5 0 メートル以上の施設

別表 3 . インバウンド（外国人観光客）誘致活動にかかる補助対象経費

事業区分	補助対象経費		補助率等
	経費区分	経費の項目	
商談会・説明会等への参加 原則として、長崎県又は（一社）長崎県観光連盟とともに参加、活動するものとする。ただし、大規模な現地観光展等一定のセールス効果が認められる場合で、知事が認めるものについても補助の対象とする。	旅費	旅費（宿泊は、商談会・説明会の実施日前日から終了日まで） ただし、県の旅費規程による。	補助対象経費の 1/3 以内 商談会・説明会 1 回あたりの補助限度額 150 千円 （参加回数上限は 4 回まで）
	通訳費	商談会・説明会時にかかる現地通訳に要する経費	
	輸送費	商談会・説明会にて使用するパンフレット等の資料輸送に要する経費	
	日本円により決済された経費を対象とする。 （原則として、国内において手配したものに限る。）		

別表 4 . インバウンド（外国人観光客）誘致活動にかかる補助対象事業者等（直接補助）

対象事業者	詳細
公共交通事業者等	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に定める公共交通事業者等（ただし、同項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号の事業者にあつては、県内に航路、路線等を有するもの又は県内の地域と国内の他の地域を結ぶ航路、路線等を有するものに限る）
観光案内所	日本政府観光局（J N T O）が認定する外国人観光案内所であること。（補助の申請の日から 1 年以内に同案内所の認定申請を行う施設を含む。）

観光施設及び道の駅	国土交通省観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」の3の3 - 2の規定による観光地点(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者が設置又は管理する施設に限る。))及び市町又はそれに代わり得る公的な団体が設置申請を行い、国土交通省により「道の駅」として登録をされている施設
旅客不定期航路	海上運送法(昭和24年法律第187号)第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者
宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を営む施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設及びこれに類するものを除く。)
ゴルフ場	ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で序して得た数値(以下「ホールの平均距離」という。)が100メートル以上の施設(当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。)及びホール数が18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設
(一社)長崎県観光連盟、県内市町の観光協会の会員	(一社)長崎県観光連盟または県内市町の観光協会の会員(補助の申請日から1年以内に加える者も含む)のうち、上記 ~ の事業者、旅行者、金融機関、会社・団体、マスメディア、広告・印刷業者以外の者
その他外国人観光客の誘致に取り組む団体として知事が認めるもの。	